
地球温暖化対策推進法の施行状況について

2020年11月



1. 地球温暖化対策法の概要

2. 地球温暖化対策推進法の施行状況



1. 地球温暖化対策法の概要

2. 地球温暖化対策推進法の施行状況

地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

(1998年(平成10年)制定)

1. 法目的

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- [地球温暖化対策計画](#)の策定(温対本部を経て閣議決定) ※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- [地球温暖化対策推進本部](#)の設置(本部長:内閣総理大臣、副本部長:官房長官・環境大臣・経産大臣)

3. 温室効果ガスの排出の抑制等のための個別施策

政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編
国・自治体 [自らの事務・事業の排出量の削減計画](#)
- 区域施策編
都道府県・中核市等以上の市も、[自然的社会的条件に応じた区域内の排出抑制等の施策の計画](#)策定義務

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者(エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者)に、[排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け](#)、国が集計・公表
- 事業者単位での報告

森林等による吸収作用の保全等

地球温暖化防止活動推進センター等

- [全国地球温暖化防止活動推進センター](#)(環境大臣指定)
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- [地域地球温暖化防止活動推進センター](#)(県知事等指定)
- [地球温暖化防止活動推進員](#)を県知事等が委嘱

排出抑制等指針等

- 事業活動に伴う排出抑制(高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等)
- 日常生活における排出抑制(製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等)

これら [排出抑制の有効な実施の指針を国が公表](#)
(産業・業務・廃棄物・日常生活部門を策定済み)

これまでの改正経緯

時期	主な内容	時代背景
1998年 (平成10年) 制定	<ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明確化 政府は基本方針を策定 地方公共団体は自ら排出する温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定 国と都道府県が地球温暖化防止活動推進センターを指定 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)における京都議定書の採択
2002年 (平成14年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に代わり、京都議定書目標達成計画の策定を規定 地球温暖化対策推進本部の設置を規定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の締結
2005年 (平成17年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を規定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の発効
2006年 (平成18年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> 京都メカニズムの推進・活用に向けた取組を規定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の第一約束期間への準備
2008年 (平成20年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の排出抑制等に関する指針の策定を規定 地方公共団体実行計画の記載事項として、区域の排出量削減のための施策に関する事項を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の第一約束期間の開始
2013年 (平成25年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書目標達成計画に代えて、地球温暖化対策計画の策定を規定 温室効果ガスの種類に3つ化窒素(NF3)を追加 	<ul style="list-style-type: none"> COP16におけるカンクン合意
2016年 (平成28年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画の記載事項として、国民運動の強化と、国際協力を通じた温暖化対策の推進を追加 	<ul style="list-style-type: none"> パリ協定の採択

※附則において、平成31年までの施行状況の検討等の見直し規定あり



1. 地球温暖化対策法の概要

2. 地球温暖化対策推進法の施行状況

施行状況検討会 各施策の施行状況の総括①

- 昨年度、「地球温暖化対策推進法施行状況検討会」で計3回開催※し、地球温暖化対策推進法の施行状況を点検し、検討を深める際の一視点を整理した。※「令和元年度温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の在り方に関する調査検討委託業務」
- 同検討会での点検の結果、各施策の施行状況の総括は以下のとおり。

施策	施行状況の総括
1. 国が自ら出す排出抑制のための実行計画（政府実行計画）	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府全体及び府省庁が各々で実行計画を策定し取組を推進。 ● 計画の進捗状況をフォローアップするため、中央環境審議会に意見を聴取し、地球温暖化対策本部に報告する仕組みを実施。 ● 計画を見直す仕組みが計画内に規定されており、適宜見直しを実施。
2. 地方公共団体が自ら出す排出抑制のための実行計画（地方公共団体実行計画）	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務事業編については、計画の策定または改定を行っていない自治体が一定数存在。 ● 区域施策編については、目標達成が困難な状況である自治体が半数程度存在。
3. 排出抑制等指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出抑制等指針については、一部部門を除いて、各部門の具体的な措置（対策メニュー表）を公表済み。 ● 地球温暖化対策推進法で排出抑制等指針を制度的に使う仕組みは存在せず、普及活動を実施。
4. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造業を中心に、日本の排出量の50%以上をカバーしている。一方、インベントリと比較した際の排出量のカバー率は、部門及びガスごとにばらつきがある。 ● 排出量以外の関連情報の提供はほとんど行われていない。 ● 報告から公表まで2年程度要しており、情報のタイムラグが生じている。電子報告の活用率は20%程度に留まっている。 ● 権利利益保護請求は近年認められていない。

施行状況検討会 各施策の施行状況の総括②

- 昨年度、「地球温暖化対策推進法施行状況検討会」で計3回開催※し、地球温暖化対策推進法の施行状況を点検し、検討を深める際の一視点を整理した。※「令和元年度温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の在り方に関する調査検討委託業務」
- 同検討会での点検の結果、各施策の施行状況の総括は以下のとおり。

施策	施行状況の総括
5. 事業者が自ら出す排出抑制のための計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府はこの計画及び進捗について、定期的に関係省庁の審議会による評価・検証を実施。 ● 産業界は目標水準の引き上げを含めた計画の見直し等を実施。 ● 業界団体の計画策定・公表は進んでいるが、一部部門（業務、運輸）でのカバー率が低い。 ● 個社の先端的な取組は、どのようにして横展開をより促進していくか。
6. 国民の活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国センター・地域センターの設置及び推進員の指名が着実に行われ、全国センターでは活動の自己評価を実施し目標達成を確認。 ● また、これまで必要な制度見直しを実施。
7. 森林等吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林・林業基本計画の枠組において、着実に取組を実施し吸収量を確保。
8. 国別登録簿	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで国別登録簿に関する規定の見直しは行われていない。 ● 京都メカニズムクレジットの管理は適切に行われている。パリ協定の市場メカニズムのルール交渉状況を注視。

施行状況検討会における指摘事項 横断的事項

- 施行状況検討会では、地球温暖化対策推進法に基づく全ての施策を対象にレビューを行い、さらに最近の環境変化も踏まえて議論を行った。地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策全体の在り方について、今後政府において検討を深める際の視点の一つとして、横断的事項・個別事項に関して、主に以下の指摘があった。

<横断的事項>

<p>法目的、施策の在り方 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定の発効を踏まえ、温対法の目的を改めて整理する必要があるのではないか。 ・ 各施策が組みあわせにより総合的に機能を発揮し、排出量の削減が進むよう検討するべきではないか。
<p>脱炭素化に向けた対応（再エネ導入拡大 について）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2050年80%削減やその先の排出ゼロを実現するためには、これまでの省エネ中心ではなくエネルギー転換が必要である。再エネ水素の普及や再エネ電気を安価に調達できる環境の構築を目指すべきではないか。 ・ 環境対策はコストではなく、対策を遅らせることによる投資機会の喪失であるという認識を全体に反映させるべきではないか。
<p>SDGsにおける気候変動の位置付け（統合的アプローチ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の温対法改正からの大きな構造変化の一つがESG投資やサステナブルファイナンスの動き。サステナブルファイナンスのスコープはSDGsの達成。 ・ 国連が示したSDGsの他の目標と照らし合わせて、全体としてどのような状況なのかを把握し進めていくことは重要である。

施行状況検討会における指摘事項 個別事項（国の取組・地方公共団体の取組）



＜個別事項＞

<p>政府実行計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> データの集計・管理に手間を要するといった構造的な課題がある。 政府自身の排出動向、取組をより発信する必要。 2030年の目標達成に向けた取組例として再エネ調達を加え、排出量算定に再エネ電力メニューを反映できるようにするべきではないか。 公共調達において、カーボンフットプリントの考え方を取り入れる必要。
<p>地方公共団体実行計画</p>	<p>（目標の設定・評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実行計画に長期目標を設定させるべき。そして、目標達成状況を評価する仕組みを作るべき。また、未策定自治体への支援充実が必要。 一般廃棄物処理施設など、自治体現業部門の削減取組が進むようにすべきではないか。 地域の特性や産業構造の違いによって取り組み方は異なるため、自治体の取組状況の横比較が自治体の気づきを促すのではないか。 地方自治体の施設においても、再エネ調達を進めることが重要ではないか。 <p>（目標達成に向けた実行支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向けては再生可能エネルギーの利用が不可欠であり、取組を促進する仕組みが必要。 温暖化対策を進める上で、地域経済の活性化の観点が必要ではないか。

施行状況検討会における指摘事項 個別事項（地方公共団体の取組・事業者の取組）



<p>地方公共団体実 行計画</p>	<p>（区域内の排出量の算定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化に向けた施策を行う上で、区域内の温室効果ガス排出量を正確に算定することが重要。自由化により、区域内の電力・ガス消費データの取得が困難となり、排出量算定上の障害になっているため、制度的な対応が必要ではないか。 加えて、既存の制度の枠組みの中で、運用を工夫することも検討してはどうか。
<p>【事業者の取組】 排出抑制等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素に向けて推奨される技術、再エネ調達に関する取組を位置付けるのはどうか。 認知度向上に向け、対策メニューの内容等、指針の位置づけの再確認が必要。
<p>【事業者の取組】 温室効果ガス排 出量算定・報告・ 公表制度</p>	<p>（迅速な公表、集計結果の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ESG投資の流れを踏まえ、集計結果を投資家等が効果的に活用することが重要。一方、公表まで2年のタイムラグが生じるのは致命的であり、公表の遅れに対応すべき。 SHKは、正確性、継続性が優れている。SHKの仕組みを金融市場の動向に対応させ、金融サイドへの働きかけのツールとなれば実効性のある制度となる。 データ取得を容易にするため、事業所別排出量情報は公表データとする方向で検討していただきたい。

施行状況検討会における指摘事項 個別事項（事業者の取組）

【事業者の取組】
温室効果ガス
排出量算定・
報告・公表制
度

（バウンダリの拡大、国際的な算定方法との相違）

- Scope3排出量の情報開示への要請が強まっていることを踏まえ、投資家の活用を促すため、企業の負担にも考慮しつつ、Scope3の情報提供がされる仕組みが必要ではないか。
- TCFD等の情報開示のプレッシャーは金融機関にもかかっており、金融機関におけるScope3排出量（資金供給先の排出量）の開示が求められている。
- GHGプロトコルとSHKの算定方法が異なることは報告・活用の両面での阻害要因となる。国内の企業活動に対する評価だけでなくグローバルな企業活動もESG投資では評価されるようになり、評価バウンダリの変化や現行算定方法では評価が難しい水素の普及といった構造変化を温対法でどう捉えていくのか検討する必要がある。

（電気に関する取扱いについて（Scope2））

- 自由化に伴い電力会社を選べるようになるなど構造が大きく変化している。供給側・需要側双方の意見、国内外の動向を踏まえ、電力・排出係数の在り方について整理が必要である。
- 再エネ電力を利用している企業に報告の負荷軽減や、再エネを積極的に利用する企業名の公表等の再エネ活用に対するインセンティブが必要。

（事業者負担の軽減、関連制度との統合について）

- 類似の報告制度への対応が非常に負担であるという声が多いことを踏まえ、類似制度との融合、共通プラットフォームの設置（デジタルガバメントの推進）が重要。

施行状況検討会における指摘事項 個別事項（事業者の取組）

<p>【事業者の取組】 事業者の排出抑制のための計画</p>	<p>（個社の計画について）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 長期戦略を踏まえ事業者が中長期計画を策定する動きがあり、今後の発展に関して議論をすべき。 • CO2多排出業界の中でも、業界平均よりも上の目標を掲げている個社もあり、より高い目標を設定している企業を褒め、個社の競争力につなげるような仕組みを政府として構築することが必要。 <p>（業界単位の計画について）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 省庁間の縦割り構造による対策の阻害は改善の余地がある。 • 産業界の取組について、時間軸を意識したレビューが必要。
<p>【事業者の取組】 事業者総論</p>	<p>（ESG金融等の市場からの評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 野心的目標・取組等に関する企業の情報開示は、投資家・金融業界側から見て、資金提供の機会になり得る。このような取組を施策として位置付けると良い。 • 金融のイニシアティブの取組を進めなければならない状況変化がある。対応できない企業に地球温暖化対策推進法で何ができるか議論すべき。 • 低炭素製品の販売などScope3やカーボンフットプリントでの排出削減の取組が、マーケットで正当に評価される仕組みを組み込み、取組を促進していくべきではないか。

施行状況検討会における指摘事項 個別事項（事業者の取組・国民の取組）



<p>【事業者の取組】 事業者総論</p>	<p>（企業経営における温暖化対策の位置付け）</p> <ul style="list-style-type: none">• 温暖化対策は、理念だけでなく、財務・金融・世論に繋げないと経営層の意識改革に繋がらない。これを国として後押しする形が必要ではないか。 <p>（中小企業の取組）</p> <ul style="list-style-type: none">• 低炭素社会実行計画でカバーされていない中小企業の排出量は、企業全体からの排出量の40%程度。中小企業の排出削減の取組事例に基づき、対応を検討する必要があるのではないか。
<p>国民の取組</p>	<ul style="list-style-type: none">• 国民への普及啓発の動きも重要である。例えば、カーボンフットプリントの導入や働きかけは、国民の選択を促すことが挙げられる。• 国民の環境に良い取組による自治体のゼロカーボン目標への貢献を見える化するなど、地球温暖化対策推進法の枠組で国、自治体、事業者、国民の取組のギャップをなくすアプローチができないか。• 国民の取組に関する施策が、実際に行動変容につながったかどうかを評価軸に入れることを検討していくべきではないか。